

令和4年度

～高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種について～

定期接種、任意接種どちらか1回のみの助成になります

【接種期間】令和5年3月31日まで

【接種回数】：1回

【定期接種対象者】

接種当日に川崎町に住民票がある人のうち、下記のいずれかに該当する人

対象者	生年月日
65歳となる人	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳となる人	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳となる人	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳となる人	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳となる人	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳となる人	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳となる人	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳以上となる人	大正11年4月2日生～大正1年4月1日生
60歳以上 65歳未満	心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（障害者手帳1級）

*過去に1度でも23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）を接種されたことがある人は対象外となります。

ただし、13価肺炎球菌ワクチン（プレベナー）を接種された人は、定期接種可能です

【任意接種対象者】

- 75歳以上で定期接種にあてはまらない人
- 65歳以上75歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（障害者手帳1級）

対象外の人

定期接種を受けたことがある人

初回自費での接種から5年以上経過していない人

自費で2回接種した人

【自己負担額】

定期接種：3,000円（生活保護受給者は無料）

任意接種：5,000円～（生活保護受給者も同額）

【接種場所】

協力医療機関及び福岡県定期予防接種広域化実施医療機関

申し込みは直接医療機関の窓口や電話でお申し込みください